

Title	第二次世界大戦期の香港問題、一九四一年-一九四五年： 帝国・脱植民地化・降伏受領をめぐる英米中関係
Sub Title	The issue of Hong Kong during the Second world war, 1941-1945 : Anglo-American-Chinese relations over the Empire, de-colonisation and acceptance of the surrender
Author	林, 大輔(Hayashi, Daisuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2012
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.92, (2012. 3) ,p.133- 165
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20120315-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二次世界大戦期の香港問題、一九四一年—一九四五年

——帝国・脱植民地化・降伏受理をめぐる英米中関係——

林 大 輔

- 一 問題の所在
- 二 大戦期における帝国支配と脱植民地化をめぐる英米の立場
- 三 英中不平等条約撤廃交渉と新界租借地問題、一九四二年—四三年
- 四 イギリス政府内の香港政策——外務省・植民地省・香港計画局、一九四二年—四五年
- 五 ローズヴェルトの香港「自由港」構想と脱植民地化の限界、一九四三年—四五年
- 六 香港における降伏受理をめぐる英米中関係、一九四五年
- 七 結論

一 問題の所在

アヘン戦争時の一八四一年一月二〇日川鼻仮条約締結より、以後一〇〇年の長きに亘り香港に統治者として君臨し続けてきたイギリスは、アジア・太平洋戦争勃発直後の一九四一年二月二五日「黒いクリスマス」の日に日本軍に降伏し、ついにその統治者としての地位から陥落した。以後終戦に至るまで日本軍による軍事占領が続く中で、戦後香港の地位と帰属先をめぐる問題は、英米中三国間において極めて重要な争点の一つとしてあり続けてきた。最終的に、香港における日本軍の降伏をイギリスが連合軍代表として受理し、戦後もイギリスが統治者として復帰すること、この問題は決着を見ることがとなる。

なぜ、またいかにして、イギリスは、大戦中に喪失した香港の統治を、戦争終結後に獲得することが出来たのか。イギリスは、大戦中に香港の統治を一度放棄せざるを得ず、物理的に香港の公式の統治者ではなくなった以上、戦後イギリスが香港の統治者として復帰することは必ずしも所与の前提ではなかったはずである。現にアメリカ及び中華民国重慶国民政府（以下、国府または特に断らない限り中国）は、イギリスに対して香港における主権を中国に返還すべきことを訴え続けていた。それにも拘らず、イギリスが戦後も香港を統治することが出来たのはなぜなのか。また終戦時にイギリスが香港において降伏受理を行うことができたのは、歴史的に見てどのような意義を持つものといえるのだろうか。

さらにこの問題は、単なる香港という局地的な事象にとどまらず、より大きな文脈においては帝国支配と脱植民地化をめぐる英米対立の中に位置付けられる問題でもあった。そのような観点から考えるならば、アメリカの唱える脱植民地化とは、どのような点で限界または矛盾を内包するものであったのだろうか。

従来この問題に関しては、イギリス外交史・帝国史研究の立場からルイス (William Roger Louis) や陳 (劉) 潔貞 (Chan Lau Kie-ching) らをはじめ、その他にもフェドロヴィッチ (Kent Fedorovich) やホイットフィールド (Andrew Whitfield) など、主に海外における研究が代表的である一方で、日本における実証的研究は管見の限り中園和仁による研究があるのみで、ほとんど関心をもたれてこなかった。

これら先行研究を俯瞰すると、主にチャーチル (Winston S. Churchill)、ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt)、蒋介石など英米中の指導者を中心として詳細な過程が描かれることが多かったものの、それ以外の主体に対しては必ずしも十分な分析がなされてこなかった。特に香港の現地当局者や、イギリスの外務省と植民地省の間の香港政策をめぐる対立、さらには戦後香港再統治計画を策定した香港計画局など、香港統治をめぐる諸アクターの動きは限定的な分析に留まっている。また、中国側の動向に関しては、陳の研究を除いては必ずしも十分な関心が払われてきた訳ではなかった。この点に対しては劉存寛や陶文釗をはじめとして、最近では呂芳上や陳進金や李世安など、中国外交史研究の観点から中国の対英米外交の研究が蓄積されてきている³⁾。加えて、蒋介石の日記原本が二〇〇六年以降スタンフォード大学フーヴァー研究所にて公開されたことにより、従来は『蒋介石秘録』や『長編初稿』⁴⁾などの部分的公刊からしか窺い知ることができなかった蒋介石に関する記述が再度強調されることとなり、最近ではテイラー (Taylor) や王建朗など新たな蒋介石研究の蓄積が豊かになりつつある⁵⁾。

本稿は、以上のような問題意識に基づき、以下の点を明らかにすることを試みたい。第一に、イギリス外交史研究の観点から、大戦中のイギリスの対香港政策はいかなる形で形成されていったのか。従来の研究におけるチャーチルや外務省のみならず、本来植民地問題の所轄を持つ植民地省、戦後香港計画を担当する香港計画局、そして現地香港における香港政庁関係者といった、外務省以外のアクターにも焦点を当てることでより立体的なイメージを提示する。そこには、イギリス側が必ずしも当初から一枚岩で帝国と植民地堅持を唱えていた訳ではなく、異なる見解を乗り越

えた末に成立したことを明らかにする。加えて、戦後香港統治をめぐる外交的側面のみならず軍事的な駆け引きに關しても焦点を当てることとする。第二に、特に中国外交史研究の蓄積を取り入れた上で、国府側がいかなる形で香港問題を考えていたのかを明らかにしたい。そこには、従来の蔣介石に対する分析に加え、宋子文や顧維鈞などそれ以外のアクターがどのように国府内部の対香港政策に關与してきたのかを明らかにする。第三に、アメリカの唱えた脱植民地化は、いかなる意味で限界があり、イギリスの帝国主義政策に對抗し得なかつたか再評価を試みたい。

二 大戦期における帝国支配と脱植民地化をめぐる英米の立場

イギリスは、アヘン戦争後の一八四二年八月二十九日の南京条約により清朝から香港島の割讓を受け、さらにアロー号戦争後の一八六〇年一〇月二十四日の北京条約により九龍も割讓を受け、これらを植民地としてイギリスの公式帝国内に編入した。その後、一八九八年六月九日の新界租借条約により、同年七月一日より新界を九九年間という期限付きで租借することとなり、ここに香港・九龍の永久割讓地と新界租借地から成る「英直轄植民地香港」(Crown Colony of Hong Kong)が形成されることとなった。⁽⁶⁾

香港は経済的繁栄を謳歌し、順調に成長を遂げていったものの、一九三〇年後半には日中間の武力衝突の激化に併せて香港の防衛問題が考えられるようになった。一九三九年には蔣介石より香港防衛支援の申し出がなされたが、イギリス政府はこれを拒否していた。⁽⁷⁾ また、ブルック・ポップム (Robert Brooke-Popham) 英極東軍司令官より駐香港英守備隊の増派要請が来た時も、チャーチルは、もし日英間で戦争となった場合、香港を持ち堪えたり救援できる見込みは「全然ない」ため、イギリスが香港で被る損害を大きくするような行為は「最も愚かなこと」であり、守備隊は「増強されるどころか、ほんのしるしまでという規模に縮小さるべき」と拒否していた。⁽⁸⁾ その後、一九四一年一二

月八日のアジア・太平洋戦争開戦と同時に、日本軍による香港攻略作戦が開始され、一月二五日に香港政庁及び駐香港英加印駐屯軍は日本軍に降伏した。この時、ヤング (Mark A. Young) 香港総督や、開戦当日に着任したばかりのギムソン (Franklin C. Gimson) 香港政庁輔政司 (行政長官) をはじめ、現地におけるイギリス統治関係者らは、赤柱 (Stanley) 收容所など香港領内にある收容所に抑留されることとなった。彼らは戦争中を通じて抑留され続けていたため、その間のイギリスの香港政策に直接関与することはほとんどなかった。だが日本のポツダム宣言受諾後に、香港奪還をめぐる英米中間で香港を如何に早く押さえるかが問題になる際に、イギリスにとって重要な役割を果たすこととなる。

ところで第二次世界大戦中、英米は「大同盟」と呼ばれる戦時協力を確立していた一方で、海軍作戦や対極東・東南アジア戦略など数多くの点において対立を抱えており、その意味で彼らの戦時同盟関係は「競争的な協調」と言うべきものであった。⁽¹⁰⁾ その対立の中でも最も重要な争点の一つが、帝国支配と脱植民地化をめぐる対立であった。アメリカは、特にローズヴェルト大統領を中心として、植民地の解放と独立という普遍的な価値に基づく戦後世界を形成すべきと考えていた。それに対して、イギリスは戦後も世界的帝国として君臨し、イギリスの戦後復興は帝国の資源の動員を前提に考えられていた。その意味で、英米は帝国支配と脱植民地化の面で様々な対立と論争を抱えることになる。⁽¹¹⁾

一九四一年八月一日の「大西洋憲章」において、英米両国は第三条で「一切ノ国民」の「政体ヲ選択スル」権利を尊重し、「主権及自治力返還」されることを希望する、と規定された。⁽¹²⁾ この条項は、ローズヴェルトにとっては、植民地を含めたあらゆる人々の主権と独立を謳うものと理解されていたが、チャーチルにとっては、本条項はあくまで「ナチスの圧政下にあるヨーロッパの国々」を対象とするものであり、イギリス帝国には適用されないものであった。チャーチルは、大西洋憲章調印後の同年九月九日の英下院議会での演説においても、これはイギリス帝国におけ

る自治制度の高度な発展とは「全く別の問題である」と主張し⁽¹³⁾、早くも予防線を張っていた。チャーチル自身、「私はイギリス帝国の解体を統轄するために国王陛下の首相になったのではない⁽¹⁴⁾」との強い信念を持っていた。そのような基本的立場の下、最初に植民地問題としての香港がクローズアップされることになるのが、一九四二年秋から始まる英中不平等条約撤廃交渉であった。

三 英中不平等条約撤廃交渉と新界租借地問題、一九四二年—四三年

第二次世界大戦中の英米中の戦時協力の中でも、不平等条約撤廃はその最大の成果の一つとして挙げられるだろう。中国における治外法権撤廃問題は、一九三一年より英中間・米中間で検討されてきた問題であり、中国の国際的地位の向上と、中国側の士気を高めて対日戦線に留めておく必要性から、英米両国は不平等条約撤廃に関して協力して取り組む姿勢を取っていた。

一九四二年一〇月一〇日(中華民国国慶日)、英米両国は国府に対して不平等条約撤廃に関して交渉する用意がある旨を公式に通達し、英中間・米中間でそれぞれ不平等条約撤廃のための条約交渉が開始されることとなる。英米両国は草案作成から条約締結に至るまで積極的に情報交換を行っており、英中間では一〇月三〇日にシーモア (H. Ormsby-Jones) 駐華英大使より国府に英中条約案を手交した⁽¹⁵⁾。条約案の主な内容は、治外法権の撤廃、一九〇一年九月七日の義和団事変北京議定書の破棄、上海国際共同租界その他の返還などであった。国府外交部は条約案を検討した結果、一月一三日に修正案を手交した⁽¹⁶⁾。その内容は、一八九八年六月九日の新界租借条約の破棄や、沿岸貿易・内河航行を含む関連権益の廃止を規定した交換公文の作成、などであった。この英中間の条約交渉で、最後まで対立を引きずってゆくことになるのが、この新界租借地返還問題であった。

国府にとっては、香港をめぐる条約上の地位は、英中間に横たわる不平等条約の中に当然含むべき問題であった。蔣介石自身は、イギリスが「香港の九龍などの租借地を放棄しよう」とせず、チベットの特権についても触れたがらない」とある程度想定しながらも、王世杰宣伝部長からの進言も受けて「これらを同時に撤廃するよう促す決意」を固めていた。⁽¹⁸⁾ 彼らは割譲地と租借地を慎重に区分し、香港及び九龍割譲地は今回の条約交渉の対象とはしないものの、租借地である新界は、本条約で返還の対象となっている中国国内のイギリス租界と「同様のカテゴリー」の問題として捉えていた。⁽¹⁹⁾ だがイギリス側から見れば、新界租借地の問題は治外法権撤廃とは関係がないばかりか、租界とも「全く異なるカテゴリー」にある別の問題として捉えられていた。⁽²⁰⁾ イーデン (Robert Anthony Eden) 英外相の言葉を借りれば、イギリスは治外法権を放棄するだけであり、「香港は、租借されているようがいまいが、イギリスの領土」なのであった。⁽²¹⁾

国府からの修正案を受け、クラーク (Astley Clarke) 英外務省極東部長は一月二〇日に長文の覚書を作成し、新界租借地に関しては、①現行の中国側の提案を受け容れる、②きっぱりと拒否する、③本問題を引き延ばすように努める、という三つの選択肢を提示した。その中で、①は香港にとって新界は経済上・戦略上絶対必要であり問題外、②はアメリカの支持を得ることができず中国が条約を調印しない可能性があるため困難とし、③が最も現実的でありイギリスが取るべき最善の方法と結論付けた。⁽²²⁾ イーデンは、新界租借地の問題は「現行の条約の範囲外」にある、というイギリス政府の断固たる姿勢と原則的立場を示すことが重要であり、もしも必要な場合のみ、戦勝後に「新界の将来の地位をどうすべきか国府と共に考える用意がある」と伝えるよう、一月五日シーモア駐華英大使に指示した。⁽²³⁾ 一月二四日、イギリス側のこのような方針を通告された宋子文外交部長は、明確に反対の意向を示したものの、同日夜、宋子文の意向を受けた杭立武・中英文化協会秘書長より、中国側も「本問題が現在交渉中の争点とは関係ないと理解」する一方で、彼らとしては「後により適当な時期にこの問題を取り上げたいと希望」するとの妥協案

を受けた。⁽²⁴⁾ 杭立武のこの提案は、イーデンもシーモアも支持し得る線であり、⁽²⁵⁾ 新界租借地問題は一旦解決したかに見えた。

だが二月二日以降、事態は急激に悪化の方向を遂げて行く。この日、顧維鈞駐英華大使はシーモアに対し、他の未解決の問題は簡単に解決し得るだろうが、新界の問題は英中関係に極めて悪い結果をもたらすものとして他の問題と区別し、⁽²⁶⁾ 国府としては「イギリス政府が租借を終える用意を通告」しない限り「満足出来ぬ」と警告してきたのである。すでに米中間ではほぼ全ての問題で合意し、⁽²⁷⁾ 連合国共同宣言から一周年となる一九四三年一月一日に、条約調印を迎える予定となっていた。そして英中間でも、イギリスの中国国内での商業上の内国民待遇問題などいくつかの点を残すのみでほとんどの問題で合意に至っており、⁽²⁸⁾ 条約交渉開始と同様に英米中三国間の戦時協力を象徴すべく、⁽²⁹⁾ 英中・米中間で同日に条約調印を行うことになっていた。そのためイーデンの言うとおり、「この点だけで」⁽³⁰⁾ 条約調印を遅らせる訳にはいかなかったのである。

国府側で最も強硬な立場を取っていたのは蔣介石であった。宋子文自身、イギリス側の方針に対して個人的には理解を示しつつも、問題は「蔣介石と孔祥熙を説得できるかどうか」⁽²⁸⁾ にあった。二月二五日、宋子文、顧維鈞、呉国楨外交次長らが協議の末に、蔣介石に英中交渉の建議をした際も、蔣介石は「イギリス側が新界租借地の返還を希望する旨を宣言することが必要」と強調するよう指示したのである。⁽²⁹⁾ 二月二七日、顧維鈞はシーモアに対して、イギリス政府が租借地を中国に返還するつもりであるという明確な言明がないならば、彼らにとっては「いかなる解決も受け容れられず」、⁽³⁰⁾ 中国は「条約に調印しない」と強く警告し、⁽³¹⁾ 新界の返還を迫った。

だが強硬な立場を取っていたのはイギリスも同様であった。特に外務省トップでは、イーデンやカドガン(Alexander Cadogan) 外務事務次官をはじめ、⁽³²⁾ 新界に関して国府に断固たる姿勢を示すべきであるとの原則的立場を取っていた。かつて駐華公使を務めたこともあるカドガンに至っては、「もし中国側がこれに関して条約交渉を破棄

するのならば、そうするがよい」とさえ述べていた。⁽³¹⁾ 一二月二八日の戦時内閣閣議での決定を受け、同日イーデンはシーモアに対して指示を送り、イギリスとしては顧維鈞からの提案は到底受け容れられるものではなく、もし中国側がそれにこだわるならばイギリス側も条約なしで済ますべきとする強硬な姿勢を貫いていた。⁽³²⁾ 英中間は、不平等条約撤廃という本来広範な意義を持つべき問題において、新界租借地という局地をめぐってチキンゲームを展開し、事ここに交渉決裂の寸前まで至ってしまったのである。

だが一二月三一日、宋子文はシーモアに対して、国府は「九龍問題を条約との関係で取り上げないことに同意」し、その代わりに「本問題を後に取り上げる権利を留保する」と通告し、⁽³³⁾ この問題は最終的に終わりを迎えることになる。なぜ結局蔣介石は、このタイミングで新界租借地問題を取り下げたのであろうか。

第一に、蔣介石としても、英中条約が中国にとっても利益が極めて大きいことを認めており、「九龍の局部の問題のために、全体が損なわれるようになるのは望ましいことではない」との考えに至っていた。国府側が条約を調印しないということは、現行の不平等条約体制を継続し彼らにとっては何も得ることがなくなるため、非合理的な考え以外の何物でもなかった。そのような中で、条約調印を一九四三年一月一日に予定していた関係上、蔣介石としてはギリギリのタイミングを見極めつつ、最終的に譲歩を行わざるを得なかった。蔣介石は一二月二七日夜と三〇日に宋子文や顧維鈞から強い説得を受け、英中条約を締結すべきことを決意したのである。⁽³⁴⁾

第二に、アメリカによる関与と圧力が挙げられる。そもそも、一九四三年一月一日に英中間・米中間で同日に条約調印を行うよう提案していたのは、アメリカの方であった。米國務省は、併行して行われている英中条約交渉を促進し期限を区切るために、英中双方に圧力をかける形となったのである。

ただし、英中交渉において、アメリカは新界の問題に関してはあくまで英中間の問題として関与してこなかった。またアメリカ側の反植民主義的傾向を考えれば、新界租借地に関してイギリスを支持するとは思えなかった。だが

英中間で新界問題をめぐって対立が頂点に達していた今、イーデンが最後に賭けたのがアメリカの圧力であった。

イーデンは二月二八日の戦時内閣閣議で了承を受けた上で、翌二十九日にハリファックス (Viscount Halifax) 駐米英大使とマシューズ駐英米代理公使を通じて、アメリカ政府が国府に対して影響力を行使し、国府が新界問題に対する姿勢を放棄するよう働きかけた。⁽³⁵⁾ イーデンからの要請を受け、二月三〇日ハル (Cordell Hull) 米國務長官は記者会見にて、新界租借地の問題は現行の交渉の範囲外にあると述べ、イギリス側の立場を明確に支持する声明を発したのである。⁽³⁶⁾ さらに國務省とワイナント (John G. Winant) 駐英米大使は、国府が「租借地の問題」という「無関係な争点を頻繁に持ち出すことを不快に思」い、そのことが治外法権問題のスムーズな解決を損ねていることに、アメリカ政府も関心を抱いていると国府に通告するよう準備していた。⁽³⁷⁾ 反植民地主義の観点から、植民地問題に関しては国府に同情的と思われるはずのアメリカが、新界租借地の問題を取り下げるよう圧力をかけたことは、国府に最終的に引導を渡す形となった。この意味でも、アメリカの唱える反植民地主義は必ずしも原理主義的に徹底されていたものではなく、ある種の限界があったと言えるだろう。

第三に、英米と国府間での不平等条約撤廃交渉と同時に、日本と汪兆銘・中華民國南京国民政府との間でも同様に租界返還や不平等条約撤廃交渉がなされていたためであった。結局、英中間・米中間の不平等条約撤廃条約の調印は一九四三年一月一日まで延期され、それより先に一月九日に日本と汪兆銘政権との間で不平等条約撤廃協定が締結されたのである。⁽³⁸⁾ 「中米新条約がそれより遅れて発表されたのでは、色あせたものになることを免れない」と、蔣介石は慨嘆を隠せなかった。⁽³⁹⁾

二月三十一日、中国が最終的に新界を除いて条約に調印するとの知らせを受けてイーデンは「大いに歓喜」し、イギリスの「断固さが報われた⁽⁴⁰⁾」と誇らしげに日記に記したのと同日、蔣介石が日記に書いた内容はまさに対照的なものであった。蔣介石は、新界をめぐるそれまでのイギリスの頑なな姿勢に対し憤懣やる方なく、「そういうことであ

れば、我が政府はただ自主的に不平等条約廃棄の声明を発表して、イギリスの在华固有の権利を承認せず、戦争が終わるのを待って、軍事力を用いて日本軍の手中から香港・九龍を取り戻すだけのことだ。イギリスがいかに狡猾であつても、どうしようもないに違いない⁽⁴¹⁾。このような「最後の手段」こそ、イギリスが最も恐れていたことであり、「もしも戦争終結時に中国軍が新界を物理的に占領すれば……極めて難しい状況が発生するだろう⁽⁴²⁾」と憂慮していたのである。

一九四三年一月一日、英中間・米中間で条約調印が行われた⁽⁴³⁾。また新界問題に関しては、香港・九龍の問題を将来同時に解決するため、国府が回収の権利を留保することを通告する「照会」をイギリスに送付した⁽⁴⁴⁾。さらに蒋介石は、同年三月二日に『中国の命運』という本を出版し、そこでも「九龍租借地は本来中国の領土である」との主張を繰り返して強調した⁽⁴⁵⁾。だがイギリス側は、英中条約は香港の帝国植民地としての地位をいかなる点で変えたのかどうかとの英下院議院での質疑において、スタンレー (Oliver Stanley) 植民地相が即座に否定しているように⁽⁴⁶⁾、あくまで不平等条約は、新界租借地を含めてイギリスの香港の領有権に対して何らの変更ももたらすものと考えられてはいなかったのである。

四 イギリス政府内の香港政策——外務省・植民地省・香港計画局、 一九四二年—四五年

イギリス政府内においては、対香港政策は当初から帝国植民地として維持すべきとする意思が固まっていたわけではなかった。むしろ開戦当初から一九四二年半ばまでにかけては、香港に続き、シンガポールやマラヤなど極東におけるイギリス植民地が次々と陥落し続けており、イギリスは自信喪失に陥っていた。

そのような中で、イギリス政府内では当初外務省と植民地省で香港に関する見解が分かれていた。外務省では極東部のブレナン (John Brennan) 中国問題担当顧問ら極東問題の実務担当者らは、香港はもはや戦略的に重要ではなく、むしろ大戦中の連合国インド・ビルマ戦域や東南アジアにおける作戦面での対立などで悪化の一途をたどっていた英中関係を改善するための「取引材料」として、イギリスの香港中国返還を主張していた⁽⁴⁷⁾。さらにクラーク極東部長もまた、一九四二年五月三日からの一カ月間の訪米の中で、連合国の勝利の結果がイギリスの極東における植民地回復となるだけならばアメリカの世論は騙されたと感じるであろうし、イギリスもアメリカのフィリピンに倣って香港を中国に返還すべきだとの、米國務省からの強硬な非難を一身に受け、失意のうちに帰国していた⁽⁴⁸⁾。

だが植民地省は、このような外務省の「敗北主義」や「恐怖症 (phobia)」に我慢ならなかった。元來香港を含めた植民地問題を担当する省庁の立場から、ジェント (Gerard E. J. Gent) 次官補は、アメリカからのイギリスの帝国植民地堅持への批判に対しては、断固たる姿勢を示すことが必要であり、そのためには戦後極東政策形成のための省庁間会議を開くべきだと主張した⁽⁴⁹⁾。そのような中で、スタンレーの前任に当たる克蘭ボーン (Viscount Cranborne) 植民地相は、極東問題に関するイギリス政府の統一的政策を打ち出すべきだとの提起を行い、イーデン外相もこれに賛成した。

これを受けて植民地省は英極東政策に関する長文覚書を作成し、八月二四日にイーデンに提出した。その内容は、全般的にイギリス帝国の利益並びに植民地を維持すべきとする議論を基調としていたものの、その中で香港に関しては若干の制約状況が言及されていた。すなわち、新界の残りの租借期限が限られており、また中国にとっても香港は地理的にも欠くことのできない地域であるため、イギリスは香港の将来の地位に関しては国府側と共に考慮する用意がある、というものであった⁽⁵⁰⁾。これに対して外務省内部からはいくつか異なる見解が出されたが、その中でピーターソン (Maurice Peterson) 極東部統括次長は、本覚書は中国に対して譲歩し過ぎであり、自身の立場は少数派かも知れ

ないとしながらも、明確に「香港を中国に返還することには反対である」と主張した⁽⁵¹⁾。最終的にはこのような外務・植民地両省の極東政策に関する見解を、クラーク外務省極東部長が両省共同覚書として取りまとめ、九月一〇日にこの共同覚書に関する省庁間会議を開催したのである。

この省庁間会議は、イギリス政府内で極東における帝国植民地問題の基本方針を提示したという意味で、極めて重要な意義を持つものであったが、その中で香港問題に関してはエイメリ (Leo Amery) インド相が、香港を放棄すべきとする考えに強硬に反対した。彼は、イギリスがそれと引き換えに何を戦略的に望むことができるかを見定めることこそ重要であり、中国と香港問題を協議することと引き換えにもし何らかの利益を得ることができれば前向きな姿勢を明確にすべきだが、現時点からそのような姿勢を明確にする必要はないことを示唆した。このようなエイメリの見解は、バトラー (Neville M. Butler) 外務省北米部長も支持した⁽⁵²⁾。このエイメリやバトラーの唱えた利益に基づく議論は、香港問題を協議することや返還することで何らかの利益を得ることが明確でない限り、イギリスは従来通り香港を植民地として保持するべきである、とする論理に裏打ちされていた。そしてこれ以降、香港問題は一九四二年一〇月から一二月にかけての英中条約交渉を経て、イギリスはいよいよ戦後の香港統治回復のために具体的計画を進めてゆくことになる。

イギリス政府内で具体的な対香港政策策定を司ったのは、植民地省内に設置された香港計画局 (HKPU: Hong Kong Planning Unit) であった。それまで植民地省と陸軍省は、戦後の植民地の統治回復には旧植民地住民による抵抗運動が予想されるため、まずは軍政を通じて秩序を確立した後に、イギリス植民地当局による民政に移行すべきとする共通理解の下で、マラヤやボルネオなど個別の植民地の戦後統治計画のための機関を設立してきた。その中で、香港計画局は、一九四三年八月に設立された。彼らの任務は、戦後香港統治の具体的な政策立案であり、戦後すぐに彼ら自身の手で実行に移されることを前提に策定されていた。当初は規模が小さかったものの、一九四四年九月にマク

ドゥーガル (David M. MacDougall) 香港政庁元首席情報官が首席民政問題担当官に任命されて以来、香港計画局の規模と役割は飛躍的に拡大した。彼らの立案した戦後統治政策計画は、警察・金融・財政政策から労働政策・社会福祉・郵便通信事業などに至るまで、極めて広範に亘っていた。⁽⁵³⁾その後彼らが立案してきた政策は、終戦後一九四五年九月七日にマクドゥーガルら七名の民政問題担当官が香港に着任して以来、実施されてゆくことになるのである。このような戦後香港統治回復と具体的政策立案を担当する専門組織の設立は、米中には見られない動きであった。このように、イギリス政府内では主に植民地省を中心に積極的に香港統治回復にコミットしており、戦時中より具体的な政策と行動計画を以って準備に努めてきたのである。

五 ローズヴェルトの香港「自由港」構想と脱植民地化の限界、

一九四三年—四五年

一九四三年英中条約交渉では、国府に対して香港問題を一時的に棚上げするよう圧力をかけたアメリカであったが、そのことは必ずしも、彼らが戦後香港を従来同様イギリスの植民地として容認したことを意味するものではなかった。むしろローズヴェルト自身は、イギリスは香港を中国に返還すべきであり、その代わりに中国は香港を自由港として対外的に開放する、とする構想を抱いていた。この香港「自由港」構想は、中国にとっては植民地が返還されるといふ利点のみならず、イギリスにとっても戦後も香港の経済的・通商的价值を享受することができ、さらにアメリカを含めた他国にとっても関税自由港として香港を利用することができるため、ローズヴェルトにとっては英米中三国に共通して利益を包含する構想であった。

また本構想を、大戦期におけるアメリカの脱植民地化に向けた取り組み全体の中で位置付けるならば、香港「自由

「港」構想は、政治的に香港を中国に返還させることで脱植民地化を実現するのみならず、経済的にも戦前以来の伝統的な中国門戸開放原則や、戦後アメリカの自由貿易主義に基づく戦後経済・通商秩序構築にも通じる構想であり、その意味で歴史的にも内容的にも重要な位置を占める提案と言えた。だが他方で、香港を返還させた後に自由港とする、とまでの具体的な構想それ自体に関しては、アメリカ政府内ではローズヴェルトが最も積極的に打ち出す形となっており、その意味で彼固有のアイデアに起因する構想でもあったのである。

このローズヴェルトの香港「自由港」構想は、一九四三年三月に入ってから宋美麗や宋子文を通じて国府側に断続的に通告されるようになり、⁽⁵⁴⁾国府もこの構想に傾斜していった。国府は三月二〇日の国防最高委員会で香港「自由港」構想を国府の公式方針として決議し、⁽⁵⁵⁾三月二七日には宋子文を通じてローズヴェルトに通告したのである。

国府は、このローズヴェルトの香港「自由港」構想を支持することにより、香港問題をめぐってイギリスに対する米中共闘を印象付けたが、裏返して見ればこのことは国府の対香港政策がアメリカに依存することを意味していた。

一九四三年七月から八月にかけて宋子文が訪英し、チャーチルやイーデンらと会談を重ねた際も、宋は敢えて自ら香港問題を公式議題として挙げることはなかった。彼は訪英直前にローズヴェルトより、中国が香港を自由港と宣言すれば、現地イギリス人の権利も保護することができ、これこそ中国の世界建設に対する貢献である、との激励を受けていた。⁽⁵⁶⁾そのため宋子文は、香港問題はローズヴェルトが自らのやり方で進めてくれるだろうと確信しており、これが香港は戦後中国に返還されることが「決着済みの結論」となった、とさえ認識していたのである。⁽⁵⁷⁾

一九四三年一月二三日からのカイロ会談は、初めて英米中三国首脳が一堂に会し、大戦中に蒋介石自身が参加した唯一の会議であったという意味で、英米中三国の戦時協力にとって最も象徴的な会議であった。「カイロ宣言」は、満州・台湾・澎湖諸島の中国への返還が規定されるなど、極めて重要な宣言であったが、他方で香港問題に関しては結局何の進展もないまま終わった。

従来の研究においては、ローズヴェルトが香港問題も議論するよう提案したところ、チャーチルが強硬に拒否したため進展しなかった、というのが一般的な解釈である。一月二三日夜のローズヴェルトと蔣介石による米中首脳会談において、ローズヴェルトが香港問題を取り上げた時、蔣介石はこの問題をさらに検討する前に、先に「大統領とイギリス当局者との間で本問題を協議」するよう提案し、アメリカの助力を求めた。⁽⁵⁸⁾ これを受けてローズヴェルトはチャーチルに対し、香港の住民の九割以上は中華系であり、中国領である広州にも非常に近い⁽⁵⁹⁾ため、香港は中国に返還してはどうかと促した。だがチャーチルは、極東におけるイギリス領の主権⁽⁶⁰⁾に関して「いかなる修正も考慮しない」と明確な姿勢を表明したのである。

だが、最近公開された蔣介石日記を見ると、蔣介石自身がカイロ会談で香港問題を協議すること自体消極的だったことが窺える。国府はカイロ会談に向けて議案を調整する中で、当初はイギリス側に提示し得る問題として九龍・香港問題を掲げていた。⁽⁶¹⁾ 蔣介石自身も一月二四日の日記までは、カイロ会談において提出する議題の準備として、「香港・九龍問題は、自由港として国民政府に返還する」と力強く書き記していた。だが翌一五日になって蔣介石は急遽トーンダウンし、香港・九龍問題などを含めて「中英で共通する問題を除き、それ以外は全て議論しない」と決定し、「後日を待つて解決することが望ましい」と日記に記している⁽⁶²⁾のである。この方向転換の裏には、蔣介石自身香港問題に関してカイロ会談で議論しても勝算がないと考えるように至り、会議におけるイギリスとの対立を避けるため、イギリスとの間で対立する問題はカイロ会談上で提起すべきではないと考えたとと思われる⁽⁶³⁾。そのため、カイロ会談ではチャーチルが強硬に否定する以前に、蔣介石自身は自らカイロ会談で香港問題を取り上げることを最初から放棄しており、その結果、前述の一月二三日夜のローズヴェルト―蔣会談では、ローズヴェルトに先にチャーチルと協議するよう下駄を預ける形になっていたのである。

皮肉なことに、中国が国際舞台の中心に立つ上で象徴的な出来事であったカイロ会談を境に、以後ローズヴェルト

は中国に対する熱意を徐々に失ってゆくことになる。その背景としては、国府の政治的・軍事的能力に対する疑念、太平洋に重点を置いた対日反攻作戦への転換、ソ連の対日参戦の確約、さらには指導者間の個人的関係としてローズヴェルトが蒋介石よりもスターリン (Joseph Stalin) との信頼関係に傾斜していったことなどに伴い、中国の戦略的重要性が相対的に低下したためである。そのため、以後は中国を政治的・軍事戦略的にも重視する傾向は薄れてゆくことになる。

そしてこのローズヴェルトの「自由港」構想が別の形でクローズアップされることになるのが、一九四五年二月のヤルタ会談であった。この会談には中国は参加しておらず、香港問題は直接の議題にはならなかったものの、極東問題に関しては、二月八日にローズヴェルトとスターリンの間で会談が行われていた。ソ連は対日参戦の見返りとして、千島列島・樺太南部の割譲や、旅順・大連・東支鉄道の租借などを要求していた。これに対してローズヴェルトは、大連はソ連による租借または国際委員会による自由港が考えられるが、後者の方が望ましいとの意向を示した。その際にローズヴェルトが援用した論理が、香港問題との整合性であった。すなわち、ローズヴェルトとしては、それまで英中に対して香港を自由港として返還・開放すべきとの主張を展開してきた以上、ソ連に対しても同様に大連港を自由港として国際的に開かれた形で管理すべきと考えていたのである。⁽⁶³⁾だが、このようなローズヴェルトによる香港と大連の「自由港」構想とは、イギリスとソ連が中国と共にそれを受け容れてはじめて成立するものであり、それ自体が極めて脆い前提の上にあるものであった。さらにはローズヴェルト自身も、大連については「未だ蒋介石と話し合っていない」上に、香港についても「チャーチルからの強い反対に遭っている」ことを率直に認めていた。そのため、ローズヴェルトがヤルタでスターリンに提示したこの取引は、結果的には蒋介石が予期したように、「ソ連一国だけが実利を受け、米国はいたがらに虚名を取」るだけで終わったのである。⁽⁶⁴⁾

この「ヤルタ極東密約」は、イギリス政府内ではイーデンが署名に反対していたものの、チャーチルは署名すべき

と強く考えていた。会議が始まる以前からチャーチルは、「中国の犠牲の下でのソ連のいかなる権益の主張も、香港に関する我々の決断にとって好意的なものとなる」ことを鋭く見抜いていた(傍点筆者⁶⁶)。そのため、この「密約」こそ、イギリスの香港統治の正統性を論理的に共有し得るものと理解していたのである。さらにこのことは、他ならぬローズヴェルト自身も認識していた。極東に関する米ソ首脳会談の翌日、リーヒ (William D. Leahy) 米海軍元帥が「大統領、もし大連の半分をロシア人に渡すことに同意すれば、香港を失うことになりませよ」と指摘したところ、ローズヴェルトは観念して首を振り、「ビル、でもどうしようもないんだ」と答えており、香港「自由港」構想と「ヤルタ極東密約」の持つ矛盾を自らも感じ取っていたのである。⁽⁶⁶⁾

結局、ヤルタ会談後に、ヤルタでの合意を修正すべきとの進言を受け、またアメリカの対中国政策をより明確に英ソに理解させるべきと考えたローズヴェルトは、一九四五年春にハーレー (Patrick J. Hurley) 駐華米大使をロンドンとモスクワに派遣した。だがそのロンドンにおいて、ハーレーが香港の中国返還を改めて促したのに対し、チャーチルは烈火の如く反対した。チャーチルは、イギリスは香港のために最後まで戦い抜き、イギリスの旗の下にあるその領土を「一インチたりとも渡すつもりはな」く、香港がイギリス帝国から離脱するには「我が屍を越えて」はじめて可能となる、とまでの強硬な意思を示したのである。⁽⁶⁷⁾ 結局ハーレーによるヤルタ修正工作は実を結ぶことなく、またその最中の四月一二日にローズヴェルトは世を去り、香港「自由港」構想は歴史の中に埋もれてゆくことになる。

結果的に、ローズヴェルトの香港「自由港」構想は、イギリス側の強硬な反対の前にそれ以上強く主張するまでに至らなかつた。このことは、彼自身が英米の「大同盟」を危機に陥れてまでも貫徹するほどの価値を見出しておらず、イギリス側の香港堅持目標の明確さと優先度の高さに比べて、アメリカにとって香港問題の優先度が相対的に低かつたためでもあつた。またローズヴェルト自身、ヤルタでソ連に対し本来の脱植民地化から逸脱するような譲歩を行っているように、最終的には自らあるべき形を見失ってしまったと言えるだろう。そのため、彼の死後、脱植民地化及

び香港「自由港」構想はトルーマンには積極的に引き継がれることなく、歴史の中に葬り去られてゆくことになるのである。この意味で、アメリカの唱える脱植民地化は限界を内包しており、香港という個別の植民地問題をめぐって実質的解決に至ることなく終わってしまうのである。

六 香港における降伏受理をめぐる英米中関係、一九四五年

一九四五年八月一四日の日本政府のポツダム宣言受諾の最終回答を以って、第二次世界大戦は終戦を迎えることとなる一方で、それは降伏処理をめぐる連台国内の新たな争いの序幕でもあった。すでに八月一〇日深夜より、アジア・太平洋各戦線における日本軍の武装解除と降伏受理をめぐる、アメリカ政府内で検討が続けられ、最終的に「一般命令第一号」としてまとめられた。それによると、満州を除く中国・台湾及び北緯一六度以北の北部仏印における日本軍は、中国戦域最高司令官である蔣介石に降伏するよう規定されていた。⁽⁶⁸⁾ 八月一五日、トルーマン(Harry S. Truman)米大統領は、英・ソ・国府に対して「一般命令第一号」草案を送付し、承認を仰いだ。⁽⁶⁹⁾

その中で、イギリスと国府にとっての最大の問題であり、大戦中の最後の対立を繰り広げたのが、香港における降伏受理問題であった。抗日戦争の終了は、それまで戦時中に香港を占領していた日本軍の撤退を意味することとなり、そのために香港における戦後直後の真空をイギリスと中国のいずれが埋めるかという重要な問題を孕んでいた。

イギリスでは早くも八月一四日、香港における日本軍の降伏受理のために英海軍の派遣を要請したスタンダール・ベネット(John Cecil Stendale-Bennett) 英外務省極東部長の覚書が早急に策定され、ベヴィン(Ernest Bevin) 英外相の承認を受けた。⁽⁷⁰⁾ この英覚書は、イギリスの行動に関して蔣介石に対し通知は行うものの、協議は認めない、との規定がなされている点で、香港問題に関するイギリスの姿勢が如実に表れたものであった。つまり、現行の日本の香港

占領が終了するということは、その直前までの原状を回復するということを意味するものであり、それはすなわちイギリス領としての香港の復帰である以上、国府に対して相談する必要はない、という姿勢を意味したのである。

これに対し、国府は強硬に反対した。国府にとって英覚書は、「一般命令第一号」に合致し得ない要求であった。なぜなら「一般命令第一号」は、満州を除く中国・台湾・北緯一六度以北の仏領インドシナにある「一切ノ」日本軍は「蒋介石総帥ニ降伏スヘシ」と規定している以上、香港は中国戦域内にあるために蒋介石に降伏すべき、というのが国府側の論理であった。⁽⁷¹⁾さらに他ならぬトルーマン自身が、八月二日蒋介石に対して、北緯一六度以北は中国戦域に当たり、「中国戦域における英仏及びその他同盟国は全て……いかなる軍事行動・準軍事行動及び秘密行動も行つてはならない」と通告していた。⁽⁷²⁾そのため蒋介石は、イギリス側の主張は「一方的変更」に他ならず、香港以外の場でも重大な結果を起こす「悪しき前例」を作ること強調したのである。⁽⁷³⁾

イギリス側もすぐさま反応し、八月一八日にアトリー (Clement R. Attlee) 英首相はトルーマンに対して、「一般命令第一号」に関して全般的には賛成としつつ、ただ一つ香港についてのみコメントを付けた。⁽⁷⁴⁾それは、香港はイギリス領である以上、国府が主張するように「中国ニ在ル (within China)」という表現に含まれるとするいかなる解釈も受け容れられない、というものであった。イギリス側の論理としては、「軍事作戦上の戦域」と、「主権」とを切り分けた上で、香港における日本軍の降伏受理は、あくまで「軍事作戦上の戦域」とは関係なく、むしろ「主権」を持つ国によって行われる方が妥当である、との主張であった。⁽⁷⁵⁾英参謀長委員会が述べるように、太平洋戦争の終結とは「香港が中国戦域の中にあるとする取り決めに終わらせる」ものであり、「純軍事作戦的」な問題から「政治的主権」の問題へとその問題性を転換してゆくことで、国府にとって取引可能な問題から排除されるべき争点だったのである。⁽⁷⁶⁾

以上のように、イギリス政府も国府も、香港問題についてはアメリカ政府、すなわちトルーマン大統領を頼っていた。両者からの打診に挟まれたトルーマンは八月一八日にバーンズ (James F. Byrnes) 米國務長官と協議した結果、

基本的にイギリス側の見解を支持する立場を取った。すなわちトルーマンは、アトリーに対して、イギリスによって蒋介石と事前に全面的な軍事的調整が達成されるならば、との留保付きながらも、「アメリカの見地からは、香港の降伏が英將校によって受理されることについて異論はない」と回答したのである。⁽⁷⁷⁾これは、香港の中国返還を主張していた前任のローズヴェルトとは明確に異なる考え方であった。そして蒋介石に対してもそのように回答し、日本軍による降伏は主権を持つ国に対して行うという考えが「当然かつ現実的」であるとして、イギリス側の論理を事実上支持した。⁽⁷⁸⁾

このトルーマンからの回答を受けた蒋介石は、問題解決に対する戦略の転換の必要性に迫られることとなった。八月二日にハーレー及びウェデマイヤー (Albert C. Wedemeyer) 蒋介石付参謀長と協議した結果、蒋介石は中国戦域最高司令官として香港における日本軍降伏を受理すべき自らの権限を、英司令官に「委任 (delegate)」するという形で、本問題の決着を図るという方針を通告した。⁽⁷⁹⁾この決着方式では、イギリス側が物理的には降伏受理を行うことができるものの、本来は蒋介石にその権限があつたものを英司令官に「委任」する形で実現する、という意味で、シーモアが指摘するごとく「典型的な体面を保つための妥協」であつた。⁽⁸⁰⁾

だが英外務省は、この蒋介石の妥協案に対しても強硬に反対し、八月二七日に国府に対して、「蒋介石の提案を受け容れることはできない」と回答した。その上で、降伏はあくまで蒋介石による委任によるものではなく、「一般命令第一号」の下で権利を与えられた英將校によって受理されるものであり (傍点筆者、中国及び米將校の降伏文書調印式の参加を歓迎するものの、彼らは「証人」として降伏文書に署名するものである、との通達を行ったのである。⁽⁸¹⁾さらに翌日には、外務省と植民地省が協議した後、①蒋介石が彼の権限を「委任する」のではなく一方的に「放棄 (waive)」する、また②もしも蒋介石が権限を「放棄」しない場合には、イギリス政府を代表してハーコート (Cecil Halliday Jepson Harcourt) 英海軍少将が、さらに蒋介石を代表する形で英將校が共同で降伏受理を行う、とする更なる

二つの強硬案さえも提案してきた⁽⁸²⁾。イギリスの強硬な姿勢を前に、「英国は強引にも香港の再占領を欲し、われわれの接収を許さず、われわれが英軍將校に香港接収を委任する指令も拒絶した。痛憤やるかたない」と慨嘆した蒋介石は、「英国の拒絶は、法にそむき、紀律をぶちこわすもので責任は英国にあ」り、もしイギリスがこの委任を受け付けず、勝手に降伏を受理するならば、「連合国の協定を破壊した責任は英国にある」として強く非難した⁽⁸³⁾。

一方で、重慶にて蒋介石と交渉を担当する立場にあったシーモアとワイアート (Adrian Carton de Wiart) 英首相個人代表は、そのような英中対立の先鋭化に対する憂慮を深めていた。彼らは本国政府に対して、蒋介石の提案に沿って、権限の「委任」を受け容れることこそイギリスにとって最善の道であるとの説得を働きかけていた。またイギリス政府内でも、英參謀長委員会のイズメイ (Haings Ismay) などは、蒋介石の案で合意すべきとの見解を取っていた⁽⁸⁴⁾。その結果、当初はこの方針にも反対し対立の袋小路から出られなくなっていたイギリス政府も、最終的には蒋介石からの権限の「委任」方式を受け容れるよう決断したのである。

このような外交的な駆け引きの裏で、他方で英米中三国間では軍事的な展開が進んでいた。香港における降伏受理をめぐることは、外交面のみならず軍事的にも英中のどちらが先に香港において「既成事実」を作るかという「レース」とも言うべき様相を呈していた。すでに日本政府からの最初のポツダム宣言受諾の通告を受けた翌日、八月一日に英米連合幕僚長会議において、イギリスは「香港における日本軍の降伏を受理するために、可能な限り早い段階でイギリス連邦軍を派遣」することが「最優先の政治的重要性」を持つものと考えていると表明し、アメリカ側の賛同を仰ぎ、米統合參謀長会議は英太平洋艦隊に対する指揮権をイギリス側に戻すことを認めた⁽⁸⁵⁾。イギリスが英米連合幕僚長会議で英太平洋艦隊を派遣することを急いだ背景には、イギリスよりも先にアメリカと国府が香港に軍事力を派遣することを恐れていたためであった。イギリスは、香港の最も近くで展開している軍事力であっても、東南アジア連合軍の管轄圏内であるシンガポールやフィリピンであり、それに対して国府側は、約六万人規模の軍隊が香港か

らほんの三〇〇マイル離れたところで米軍の指揮下で訓練を受けるほど近くに駐屯していた。またイギリスは英太平洋艦隊から抽出する香港再占領の任務部隊の編成に時間がかかり、彼らが降伏受理のためフィリピンのスービック港を出港できたのは八月二十七日になってからであった。⁽⁸⁵⁾ 従ってどれだけ早く移動しても八月末までかかる予定であった。そのためイギリスが香港の早急な獲得に向けて頼みにしたのが、現地で抑留されていた旧香港政庁関係者であった。彼らは抑留中においても、ギムソンを中心に赤柱收容所内で戦後香港統治に向けた数多くの委員会と行政機構を形成していた。⁽⁸⁷⁾ ギムソンらは、八月十九日に收容所を脱出して、かねて收容中からの計画に従って香港島内で臨時政府を樹立した。通信が回復した八月二十八日には、ギムソンは香港でイギリスによる臨時政府がすでに樹立されていることを、世界中に向けて高らかに宣言した。八月二十九日にハーコート率いる英艦隊が香港沖に姿を見せると、ハーコートに連絡を取り入港のための準備を整え、翌日ハーコートは香港に入港した。後にマクドゥーガルが植民地省に報告したように、長期間の抑留と、治安や食糧などの劣悪な香港現地事情の中で、旧香港政庁関係者らが正規軍到着の前までにイギリスの香港統治回復のための行動を迅速かつ忠実に実行に移したことは、まさに「奇跡」であった。⁽⁸⁸⁾

他方で蔣介石は、八月一日に、張発奎・第二方面軍司令官を広州・海南島・香港の日本軍降伏受理将校として任命し、彼の麾下の新一軍と第一三軍に広州及び香港を接収するよう命令した。⁽⁸⁹⁾ だが当時の国府は、終戦処理に向けて各方面の日本軍との折衝や、治安維持その他の諸命令のため、混乱を極めていた。また彼らにとって降伏受理をめぐる最大の問題は、中共支配地域である解放区を含め中共部隊との対立であり、香港問題をめぐってイギリスと軍事的展開を競うまでの余力がなかったことも大きな要因と推察されよう。八月二十八日によろやく、張発奎は蔣介石に対して、広九鉄道（広州—九龍間）沿線に第一三軍の主力部隊を配置し、さらに一部を香港に進出させ、現地の日本軍を監視し降伏受理を行うとの任務を報告した。⁽⁹⁰⁾ 張発奎はさらに、孫立人・新一軍軍長を広州・香港・九龍地区の降伏受理将校として派遣し、また第一三軍に新一軍の香港・九龍接収の支援命令を下したものの、八月三〇日に、何応欽・

陸軍総司令官から張發奎のもとに、香港における降伏受理は英將校が行うことになったとの指令が届いたのである。⁽⁹²⁾

以上を見てみると、イギリス側は物理的な距離の面で多大なハンディを負っていたにも拘らず、ギムソンら現地抑留者の「奇跡」とも言うべき迅速な行動と、国府の終戦直後の軍事的展開の混乱が折り重なった形で、イギリスは辛くも香港の物理的掌握という既成事実を作り上げることができたと言えるだろう。最終的に九月一六日、ミズーリ号上で日本政府及び大本営と連合国が降伏文書調印式を行った二週間後に、ハーコートがイギリス政府及び蔣介石・連合国中国戦域最高司令官を代表して降伏文書を調印し、また国府を代表して第二〇一師団長の潘華国少将が立ち会うことで、英中双方は決着を見るに至った。

他方で、ハーコートは香港入港と同時に駐香港英軍司令官・軍政長官に就任し、九月一日「英軍政布告第一号」を發布し軍政を敷いた。⁽⁹³⁾だがイギリスは、戦後香港統治にはなるべく早い段階での民政移行が必要であることを、戦時中の香港計画局による戦後統治計画から認識していた。その後、九月七日にマクドゥーガルら民政問題担当官が、また一日にはフェスティング (Francis W. Festing) 英陸軍少将が香港に到着し、以後はハーコートより軍政長官を引き継いだフェスティングによる軍政の下、マクドゥーガルが民政部门を担当するといった統治形態を取り続けた。そして軍政開始から八カ月後の一九四六年五月一日、香港は軍政から香港政庁による民政へと完全移行を果たし、以後一九九七年七月一日に中国に返還されるまで、香港ではイギリスの文民統治が続くことになるのである。折しも中国本土では、東北・華北を中心に国共内戦が勃発したばかりの頃であり——以後香港では香港政庁による安定的な民政が行われてゆくのに対し、大陸中国は対照的に大いなる政治的・軍事的動乱に巻き込まれてゆくのである。

七 結 論

以上を通じて、本稿は冒頭で提示した問題に対して、いかなる回答を提示し得たのだろうか。

第一に、イギリスはいかにして香港を再統治することができたのか。この問いに対して、本稿はチャーチルやイーデンなど指導者層のイギリス帝国堅持に向けた強い意思の他に、それ以外のアクターも戦後帝国維持のために積極的にコミットしてきたことを明らかにした。一九四三年英中条約や一九四五年八月の香港降伏受理においては、イーデン、アトリイ、ベヴィンら首相・外相の断固たる香港堅持方針が決定的に重要な役割を果たしていた。他方で、一九四二年には植民地省が中心となってイギリスの帝国堅持のための基本方針を形成し、それを受けて一九四三年以降、戦後香港再統治に関しては香港計画局が積極的な役割を果たした。マクドゥーガルらは香港に赴任した一九四五年九月七日以降、駐香港英軍による軍政の下で民政部門を担当し、一九四六年五月一日香港は他の植民地と比べて非常にスムーズに戦後軍政から民政への移行を達成したのである。また一九四五年八月の日本のポツダム宣言受諾直後、現地で抑留されていたギムソンらが、正規軍到着前に香港をいち早くイギリスの物理的統治の回復のために行動したことは、イギリスの香港におけるプレゼンスの回復という「既成事実」を作り上げる上で重要な役割を果たした。このように、チャーチルやイーデンら指導者層が声高に帝国維持を唱えただけでなく、実務レベルにおいて香港奪還に向けた具体的コミットメントが伴った結果、イギリスは戦後香港に復帰することができたと言えるだろう。

他方で、イギリスの戦後香港統治は当初それほど自明なものではなかったものの、アメリカと国府は結果的にそれぞれ限界を免れることができなかつた。ローズヴェルトの香港「自由港」構想及び脱植民地化は、イギリス側の香港堅持方針に比べて優先度が高いものではなく、またヤルタではソ連に対して歪な形で譲歩を生んでしまい、結局彼の

死を以つてトルーマンへと引き継がれることはなかった。また蔣介石も、香港返還に向けて強い意思を持っていたことは明らかであるが、一九四三年英中条約やカイロ会談に見られるように、英中間の決定的な決裂をもたらす前に自ら譲歩し、むしろアメリカからの理解と助力に期待をかけ、そのためアメリカに依存する形となっていた。従つて、一九四五年八月に降伏受理をめぐつてトルーマンがイギリスの意向に与した時には、蔣介石としてはそれ以上強く出ることができなかったのである。

第二に、第二次世界大戦の香港問題をめぐる英米中関係とイギリスの香港降伏受理という結果は、歴史的に見てどのような意義を持つものだったのか。この問いに対して、以下の二つの点で極めて重要な意味を持つものと考えられる。一つ目に、植民地処理問題の文脈においてである。イギリスは、極東地域においては香港と同様に、マラヤ及びシンガポールの統治回復の問題を抱えていた。さらに大戦中に日本側に占領された後に再度奪取した植民地ビルマや、イギリス帝国最大の植民地でありながら民族独立の気運高まるインドなどにおいても、脱植民地化の可能性に直面していた。このような戦後の脱植民地化問題の中で、香港にユニオン・ジャックの旗を再び立てることは、イギリスが終戦直後の極東における植民地統治の円滑な回復のためには不可欠な問題となつていたのである。

さらにこの問題は、イギリス単独の問題にとどまらず、フランスやオランダなど、極東に植民地を持つ宗主国にとつても等しく問題となり得るものであった。ただしより重要な指摘としては、植民地処理問題は大战末期の時期においてローズヴェルトからトルーマンへと政権が交代したことにより、その問題の性質を大いに転換させたことである。前任者ほど植民地問題に対する思い入れを持ち合わせていなかったトルーマンは、本問題に見られるような香港にとどまらず、その後のフランスのインドシナ復帰や、オランダのインドネシア復帰に対して、基本的に宗主国の意向に反対しなかった。この点において、香港問題に対するアメリカ政府の態度は、その後の極東における植民地問題に対する「試金石」としての意味を持っていたのである。

二つ目に、戦後香港が占める歴史的重要性という冷戦史の文脈においてである。戦後直後のこの時期にイギリスによる降伏受理と統治回復によって、香港は中国本土の政治状況から切り離され異なる環境に置かれてゆくことになる。中国国内が、一九四六年から一九四九年までの国共内戦による政治的混乱から、一九四九年の共産党政権の樹立、一九五〇年代の大躍進運動や大飢饉、一九六〇年代の文化大革命など、激動と混乱に巻き込まれてゆく中で、香港はイギリスによる西側民主主義・資本主義的秩序の下で、政治的・経済的な安定と繁栄を謳歌してゆく。香港は、そのような中国本土からの人民の避難先として、また隣接する共産主義中国に対する西側自由主義陣営の繁栄のショーウィンドウとして、アジアにおける「西ベルリン」ともいえる冷戦の最前線の役割を果たすことになるのである。その意味で、その後の冷戦史の文脈において、戦後直後のこの時期にイギリスによる統治が回復したことは、中国をめぐる国際環境において決定的な意味を持つものであったと言えるだろう。

- (1) Chan Lau Kit-ching, *China, Britain and Hong Kong, 1895-1945* (Hong Kong: Chinese University Press, 1990); William Roger Louis, "Hong Kong: The Critical Phase, 1945-1949," *The American Historical Review*, Vol. 102, No. 4 (October, 1997): 1052-1084; Kent Fedorovich, "Decolonization Deferred? The Re-establishment of Colonial Rule in Hong Kong, 1942-46," *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol. 28, Issue 3 (December, 2000): 25-50; Andrew J. Whitfield, *Hong Kong, Empire and the Anglo-American Alliance at War, 1941-1945* (Basingstoke, NY: Palgrave, 2001).
- (2) 中園和仁『香港をめぐる英中関係 中国の対香港政策を中心として』（アジア政経学会、一九八四年）。
- (3) 劉存寬「一九四二年関于香港新界問題的中英交渉」『抗日戦争研究』一九九一年第一期、一八八—二〇二頁、陶文釗「太平洋戦争期間的香港問題」『歴史研究』一九九四年第五期、七〇—八七頁、呂芳上「一九四〇年代中英香港問題の交渉（一九四二—一九四五）」『港澳與近代中国學術研討會論文集』（国史館、二〇〇〇年）五〇—一五三頁、陳進金「蔣介石対中英新約的態度（一九四二—一九四三）」『東華人文學報』第七期（二〇〇五年）一二三—一五〇頁、李世安『戦時英国対華政策』（武漢大学出版社、二〇一〇年）。

- (4) 古屋奎二、サンケイ新聞社編『蔣介石秘録 一―一五』(サンケイ新聞社、一九七五年―一九七七年)、秦孝儀総編纂「総統蔣公大事長編初稿 卷一―卷二」(中正文教基金会、一九七八年―二〇〇五年)(以下、『長編初稿』)。
- (5) Jay Taylor, *The Generalissimo: Chiang Kai-shek and the Struggle for Modern China* (Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press, 2009); 王建朗「从蔣介石日記看抗戰後期的中英美關係」『民国檔案』二〇〇八年第四期、一〇七一―一一五頁。
- (6) 中園前掲書、九頁。
- (7) A. L. Scott on a parliamentary question by R. V. Grimston, M. P., FO 371/31626, The National Archives, UK (以下、TNA)。
- (8) Churchill to Ismay, 7 January, 1941, Winston S. Churchill, *The Second World War, Vol. III The Grand Alliance* (Boston: Houghton Mifflin Company, 1950) p. 177.
- (9) 香港攻略作戦に關しては、防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 47 香港・長沙作戦』(朝雲新聞社、一九七一年)。
- (10) David Reynolds, *The Creation of the Anglo-American Alliance 1937-41: A Study in Competitive Co-operation* (London: Europa, 1981)。
- (11) 大戦中の帝国支配と脱植民地化をめぐる英米の対立に關しては、Christopher G. Thorne, *Allies of a Kind: The United States, Britain, and the War against Japan, 1941-1945* (New York: Oxford University Press, 1976); William Roger Louis, *Imperialism at Bay: The United States and the Decolonization of the British Empire, 1941-1945* (Oxford: Clarendon Press, 1977); John J. Shreya, *Anglo-American Relations and Colonialism in East Asia, 1941-1945* (New York: Garland Publishers, 1983)。
- (12) 「英米共同宣言」一九四一年八月一日、外務省編『日本外交年表並主要文書 下巻』(原書房、一九六六年)五四〇頁。
- (13) Churchill's speech, HC Deb, 9 September, 1941, *The Parliamentary Debates (Hansard): House of Commons Official Report* (以下、Hansard), Vol. 374 (London: HMSO, 1941) c. 69.
- (14) Churchill's speech at the Lord Mayor's luncheon, Mansion House, London, 10 November, 1942, Robert Rhodes James, ed., *Winston S. Churchill: His Complete Speeches 1897-1963, Vol. VI 1935-1942* (New York: Chelsea House Publishers, 1974) p. 6695.
- (15) 「中英關係條約草案」秦孝儀主編『中華民國重要史料初編 対日抗戰時期 第三編 戦時外交(三)』(以下、『史料初編

- 戦時外交(三)](中国国民党中央委员会党史委员会、一九八一年)七五二—七五六頁。
- (16) 「中英新約初歩審査意見書」一九四二年一月一日、「外交部对于中英新約草案意見書」同年一月七日、同前書、七五六—七五八、七六四—七六七頁。
- (17) 「中英新約修正草案」同前書、七五九—七六三頁、Seymour to Eden, 13 and 14 November, 1942, FO 371/31662, TNA.
- (18) 一九四二年一〇月二十九日付蔣介石「本週反省錄」蔣介石秘錄一四「四八頁、王世杰『王世杰日記 第三冊』(中央研究院近代史研究所、一九九〇年)一九四二年一〇月三〇日付日記、三八三—三八四頁。
- (19) Seymour to Eden, 15 December, 1942, FO 371/31664, TNA.
- (20) Eden to Seymour, 5 December, 1942, FO 371/31663, TNA.
- (21) Eden to Seymour, 20 October, 1942, PREM 3/157/4, TNA.
- (22) Clarke's minute, 20 November, 1942, FO 371/31663, TNA.
- (23) Eden to Seymour, 5 December, 1942, FO 371/31663, TNA.
- (24) Seymour to Eden, 15 December, 1942, FO 371/31664, TNA.
- (25) *Ibid.*: Eden to Seymour, 19 December, 1942, FO 371/31664, TNA.
- (26) Seymour to Eden, 22 December, 1942, FO 371/31665, TNA.
- (27) Eden to Seymour, 24 December, 1942, FO 371/31665, TNA.
- (28) Seymour to Eden, 15 December, 1942, FO 371/31664, TNA.
- (29) 中国社会科学院近代史研究所『顧維鈞回憶錄 第五分冊』(中華書局、一九八七年)一七〇—一七三頁。
- (30) Seymour to Eden, 27 December, 1942, FO 371/31665, TNA; 『顧維鈞回憶錄 第五分冊』一七三頁。
- (31) Whitfield, *op. cit.*, p. 93.
- (32) Eden to Seymour, 28 December, 1942, FO 371/31665, TNA.
- (33) Seymour to Eden, 31 December, 1942, FO 371/31665, TNA.
- (34) 『顧維鈞回憶錄 第五分冊』一七四—一七七頁、一九四二年十二月二十七日付蔣介石日記、「長編初稿 卷五上册」二四八—二四九頁。
- (35) W.M.(42)173rd Conclusions, Meeting of the War Cabinet, 28 December, 1942, CAB 65/28, TNA; Eden to Halifax, 29 De-

- ember, 1942, FO 371/31665, TNA; Matthews to Hull, December 29, 1942, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUS) 1942 *China* (Washington, D.C.: US Government Printing Office, 1956) pp. 414-415.
- (36) Hull's press conference, 30 December, 1942, FO 371/35679, TNA.
- (37) Halifax to Eden, 31 December, 1942, FO 371/35679, TNA.
- (38) 「租界還付及治外法權撤廢等に関する日本国中華民国間協定」一九四三年一月九日、「日本外交年表並主要文書 下」五八二—五八三頁。
- (39) 一九四三年一月一日付蔣介石日記『蔣介石秘録 一四』五〇頁。
- (40) Anthony Eden diary, 31 December, 1942, cited in Whitfield, *op. cit.*, p. 98.
- (41) 一九四二年十二月三十一日付蔣介石日記『長編初稿 卷五上冊』二五〇—二五一頁。
- (42) Seymour to Eden, 17 November, 1942, FO 371/31662, TNA.
- (43) 「中英關於取消英國在華治外法權及其有關特權條約」中美關於取消美國在華治外法權及處理有關問題條約「一九四三年一月一日、中華民國外交部『中外條約輯編(中華民國一六年至四六年)』(台北商務印書館、一九五八年)五八九—六〇三頁、六五九—六六九頁。
- (44) 「英國駐華大使薛穆一九四三年一月二日照會」『史料初編 戰時外交(三)』七八—七八二頁。
- (45) 蔣介石著、波多野乾一訳『中国の命運』(日本評論社、一九四六年)一〇二頁。
- (46) Stanley's remark, HC Deb, 28 January, 1943, *Hansard*, Vol. 386, c. 634W.
- (47) Brennan's minute, 8 August, 1942, FO 371/31773, TNA.
- (48) Clarke to Eden, 11 June, 1942, FO 371/31804, TNA.
- (49) Gent's minute, 17 June, 1942, CO 825/35/4, TNA.
- (50) CO minute, FO 371/31777, TNA.
- (51) Peterson's minutes, 28 August and 1 September, 1942, FO 371/31777, TNA.
- (52) "Post-war Settlement in the Far East," interdepartment meeting, 10 September, 1942, and Butler's memo, 16 November, 1942, FO 371/31777, TNA.
- (53) Frank S. V. Donnison, *British Military Administration in the Far East, 1943-46* (London: HMSO, 1956) pp. 135-152.

- (54) 蔣夫人報告羅斯福總統談話之結果、一九四三年三月一日、高素蘭編『蔣中正總統檔案 事略稿本 52』（國史館、二〇一一年）六二八頁、華盛頓宋子文元電、一九四三年三月一三日、『事略稿本 53』二七一—三〇頁。
- (55) 「国防最高委員會第一〇六次常務會議記錄」一九四三年三月二〇日、中國國民黨中央委員會党史委員會編『国防最高委員會常務會議記錄 第五冊』（近代中國出版社、一九九五年）二二一—二二五頁。
- (56) 宋子文致蔣介石報告與羅斯福談中英香港交涉情形電、一九四三年六月、吳景平、郭岱君編『宋子文駐美時期電報選（1940—1943）』（復旦大學出版社、二〇〇八年）二〇二—二〇三頁。
- (57) Chan, *op. cit.*, pp. 311, 402 note 79.
- (58) Chinese Summary Record of the Roosevelt-Chiang Dinner Meeting, November 23, 1948, *FRUS The Conferences at Cairo and Tehran, 1943*, p. 324.
- (59) 「顧維鈞回憶錄 第五分冊」一四頁、Churchill's remark, HC Deb, 23 August, 1945, *Hansard, Vol. 413*, c. 792.
- (60) 「軍事委員會參事室自重慶呈蔣委員長關於開羅會議中我方應提出之問題草案」一九四三年一月、『史料初編 戰時外交（三）』四九八—五〇二頁。
- (61) 一九四三年一月一日付・一日付蔣介石日記、王健朗前揭論文、一一五頁。
- (62) 王健朗前揭論文、一一五頁、『王世杰日記 第四冊』一九四二年一月一七日付日記、一九二頁。
- (63) Roosevelt-Stalin Meeting, February 8, 1945, *FRUS The Conferences at Malta and Yalta, 1945*, pp. 768-770.
- (64) 一九四五年二月一日付蔣介石日記、『長編初稿 卷五下冊』六七八頁。
- (65) Martin Gilbert, *Winston S. Churchill, Vol. VII, Road to Victory, 1941-1945* (London: Minerva, 1989) p. 1039.
- (66) William D. Leahy, *I Was There* (New York: McGraw-Hill Book Company, 1950) February 9, 1945, p. 314.
- (67) Churchill's note, 11 April, 1945, FO 371/46325, TNA; Hurley to Stettinius, April 14, 1945, *FRUS 1945 VII*, pp. 329-332.
- (68) Memorandum by the Joint Chiefs of Staff, August 14, 1945, *FRUS 1945 VI*, pp. 657-660. なお本命令の日本語訳については、「一般命令第一号（陸海軍）」『日本外交年表並主要文書 下』六四〇—六四三頁。
- (69) Truman to Atlee, 15 August, 1945, PREM 8/34, TNA.
- (70) Minute by Stendale-Bennett and Bevin, 14 August, 1945, FO 371/46251, TNA.
- (71) Hurley to Byrnes, August 16, 1945, *FRUS 1945 VII*, pp. 500-501, 501-502.

- (72) 中国戦区連軍参謀長魏德邁擬復美国總統杜魯門函『史料初編 戦時外交 (三)』三三三—三三四頁。
- (73) Hurley to Byrnes, August 21, 1945, *FRUS 1945 VII*, pp. 507-508.
- (74) Atlee to Truman, August 18, 1945, *FRUS 1945 VII*, p. 504.
- (75) Hurley to Byrnes, August 19 and 20, 1945, *FRUS 1945 VII*, pp. 505-506, 506-507.
- (76) Fedorovich, *op. cit.*, p. 40.
- (77) Truman to Atlee, 19 August, 1945, FO 800/461, TNA.
- (78) Byrnes to Hurley, August 21, 1945, *FRUS 1945 VII*, p. 509.
- (79) Hurley to Byrnes, August 23, 1945, *FRUS 1945 VII*, p. 511. なお『長編初稿』では「委託」ならびに「授權」との用語が使われつつある。一九四五年八月二十七日付蔣介石日記「同月二十三日・二十六日」「蔣介石秘録一五」四六頁、『長編初稿 卷五下冊』八一—八二頁。
- (80) Seymour to FO, 23 August, 1945, FO 371/46252, TNA.
- (81) Hurley to Byrnes, August 27, 1945, *FRUS 1945 VII*, pp. 512-513.
- (82) FO to Seymour, Nos. 1001 and 1002, 28 August, 1945, FO 371/46253, TNA.
- (83) 一九四五年八月二十六日付・二十七日付蔣介石日記「八月三十一日付蔣介石「本月反省録」『長編初稿 卷五下冊』八一—八二頁、『蔣介石秘録一五』四六—四八頁。
- (84) Seymour and Wiat to FO, and Wiat to Ismay, 30 August, 1945, FO 371/46253, TNA.
- (85) Whitfield, *op. cit.*, p. 196; Fedorovich, *op. cit.*, pp. 41-42.
- (86) Woodburn S. Kirby, et al., *War against Japan, Vol. V The Surrender of Japan* (London: HMSO, 1969) pp. 283-284.
- (87) Alan Birch, "Confinement and Constitutional Conflict in Occupied Hong Kong 1941-1945," in G. B. Endacott, *Hong Kong Eclipse* (London: Oxford University Press, 1978) pp. 344-368.
- (88) Donnison, *op. cit.*, p. 203.
- (89) 蔣介石関于規定各区受降主官等情電「一九四五年八月一日、中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料彙編 第五輯 第三編 軍事 (一)』(江蘇古籍出版社、一九九九年)七二五—七二八頁。
- (90) 第二方面軍司令官張發奎呈報对受降各部隊所下達合同命令電「一九四五年八月二八日、『史料初編 作戦経過 (三)』六三

七頁。

(91) 中国陸軍總司令何応欽自芷江呈蔣委員長為電復第二方面軍司令官張發奎遵派任雷州半島及海南島与広州、九龍、香港等地受降官電、一九四五年八月三〇日、同前書、六三八頁。

(92) 張發奎口述、夏蓮瑛訪談・記録、鄭義翻訳・校註「蔣介石與我 張發奎上将回憶録」(文化藝術出版社、二〇〇八年) 四〇三頁。

(93) "British Military Administration, Hong Kong Proclamation No. 1", 1 September, 1945, Donnison, *op. cit.*, pp. 454-455.

林 大輔 (はやし だいすけ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本国際政治学会、軍事史学会、国際安全保障学会、東アジア近代史学会

専攻領域 国際政治史、英米外交史

主要著作 「イギリスの中華人民共和国政府承認問題、一九四八年—一九五〇年

——戦後アジア・太平洋国際秩序形成をめぐる英米関係——」『法学政治学論究』第七六号(二〇〇八年)